

第3章 支援施策

1. 罹災証明書の発行

発行件数 のべ件数 1,184件（平成13年6月末現在）

罹災証明は短期間に多数の証明申請が予想されたが、被害調査ができる市職員は限られていることと、罹災証明を迅速に処理し発行しなければならないため書式を簡素化し、事実証明を町内会長又は民生委員とすることとした。この証明書が他の関係機関の認知が必要と考え税務署、金融機関等に非常時のことであり協力を求め、この書式での使用の了解を得てから実施した。なお、この書式によるトラブルなどはなかった。

●罹災証明書

罹 災 証 明 願	
平成 年 月 日	
安来市長 島田二郎様	
住所	
申請者	
氏名	印
下記罹災原因により被害を受けましたので、その事実を証明願います。	
罹災証明書提出先	
罹災年月日	
罹災原因	
罹災場所	
損害内容	
事実証明者	町町内会長（民生委員） 印
上記のとおり罹災したことを証明する。	
平成 年 月 日	
安来市長 島田二郎	

文書資料

2. 各種税の減免

① 市県民税

地震の被災納税者に対し、市県民税の減免措置がとられた。県民税については、原則として被災世帯で課税されている生計主体者が対象となり、その人の所得額と被害状況により、減免規定に基づいて減免額を判定した。

市民税については、原則として被災世帯で課税されている生計主体者が対象となり、その人の所得額と被害状況により、減免規定に基づいて減免額を判定した。

減免の状況としては、申請世帯数 240 世帯（平成 13 年 3 月 30 日現在）のうち、94.5% の 227 世帯が減免に該当した。

減免総額としては、約 15,500 千円の減免を実施（詳細は、130、131 ページ参照のこと）した。

税別としては、国民健康保険税、性質別では、市税（市民税及び固定資産税）の減免を多く実施した。また、世帯あたりの平均としては、68,413 円の減免を実施した。

固定資産税については、平成 13 年度も引き続き減免を実施する。

【鳥取県西部地震による市民税の減免措置取扱要領】

1、趣旨

この減免措置取扱要領は、鳥取県西部地震の被災納税者（以下「被災者」という。）に対し、安来市市税条例（以下「条例」という。）第 5 1 条の規定に基づき、個人の市民税（地方税法第 4 1 条の規定に基づき個人に係る県民税も含む。）に係る減免の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

2、減免対象者

被災者のうち、条例第 5 1 条第 1 項第五号に規定する事項について申請があった場合で、調査の結果減免をすることが適当と認められる者。

3、減免については次のとおりとする。

- (1) 被災者が納付すべき当該年度の納税額のうち、災害を受けた日以降に納期の末日の到来するものについて減免する。
ただし、既に納付している税額についての減免（還付）はできない。
- (2) 減免の判定は、当該被災者が所有する住宅及び家財の損害の程度若しくは当該被災者自身が被災に起因する事由に基づくものとする。
- (3) 減免率は次の基準により取扱うものとする。

ア 被災者自身の場合

事 由	軽減又は免除の割合
死亡した場合	全 部
生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合	全 部
障害者（法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する障害者をいう。）となった場合	9/10

イ 住宅等の場合

損 害 程 度	軽減又は免除の割合
合計所得金額が 500 万円以下で損害程度が 3/10 以上 5/10 未満のとき	1/2
合計所得金額が 750 万円以下で損害程度が 3/10 以上 5/10 未満のとき	1/4
合計所得金額が 750 万円以上で損害程度が 3/10 以上 5/10 未満のとき	1/8
合計所得金額が 500 万円以下で損害程度が 5/10 以上のとき	全 部
合計所得金額が 750 万円以下で損害程度が 5/10 以上のとき	1/2
合計所得金額が 750 万円以上で損害程度が 5/10 以上のとき	1/4

この要領は、平成 年 月 日より施行する。

●市民税減免申請書

市 税 減 免 申 請 書

平成 年 月 日

安 来 市 長 様

申請者 住所

氏名



安来市市税条例第 条第 項の規定により、市税の減免を申請します。

住 所			
氏 名			
生年月日	M・T・S	年	月 日
年 度	平成	年度	科 目 税
納 期		期	税 額 円
減免を 申請する 理由	1. 平成12年10月6日発生の鳥取県西部地震により、 の受けた損害が甚大なため。 2. その他 ()		

※添付書類・・・罹災証明書

●鳥取県西部地震に伴う市税等の減免措置について（お知らせ）

平成12年12月18日

地震による被災者各位

安来市長 島田二郎
（総務部税務課）

鳥取県西部地震に伴う市税等の減免措置について（お知らせ）

先般の鳥取県西部地震により被災されたことに対し、衷心よりお見舞い申し上げます。

市では、この度の地震により住居等に大きな被害を受けられた皆様に対しては、下記のとおり市税等の減免措置を行います。

つきましては、同封の「市税減免申請書」に必要事項をご記入のうえ、罹災証明書と共に税務課に提出して頂ければ、一定の基準に従って該当税目の税額を減免しますので、本書にてお知らせいたします。

記

- 1、減免対象税目は、市県民税、固定資産税、国民健康保険税とし、10月6日以降の納期分の税額を減免対象とします。
- 1、減免額については、住民税と国保税は被害程度と所得額とに応じて、また固定資産税については、被害を受けた課税物件単位で算定します。
- 1、減免申請書は一税目について1枚としますので、必要枚数を次の要領によりご記入ください。
 - 一、申請年月日と申請者の住所、氏名を記入し捺印する。
 - 二、減免を受けようとする方の住所、氏名、生年月日を記入する。
 - 三、その他の事項は記入不要です。
- 1、減免対象者は、原則として被災世帯で一人とさせていただきます。
- 1、罹災証明書は総務課に用意してあります。
- 1、減免申請ができる期間は、原則として 月 日までとします。

（注意事項）

市税の減免については、あくまでも本人の申請に基づいて行います。したがって、申請が無い場合は減免できませんのでご承知置きください。

市税の減免等については、税務課（22-3299）までお問合せください。

② 国民健康保険税

地震の被災納税者に対し、国民健康保険税の減免措置をとった。国民健康保険料については、被災世帯が対象となり、世帯主の所得額と被害状況により、減免規定に基づいて減免額を判定した。

【鳥取県西部地震による国民健康保険税の減免措置取扱要領】

1、趣旨

この減免取扱要領は、鳥取県西部地震の被災納税者（以下「被災者」という。）に対し、安来市国民健康保険税条例（以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、国民健康保険税（以下「国保税」という。）に係る減免の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

2、減免対象者

被災者のうち、条例第16条第1項第一号に規定する事項に基づいて申請があった場合で、調査の結果減免をすることが適当と認められる者。

3、減免については次のとおりとする。

- (1) 被災者が納付すべき当該年度の国保税のうち、災害を受けた日以降に納期の末日の到来するものについて減免する。
ただし、既に納付している税額についての減免（還付）はできない。
- (2) 減免の判定は、当該被災者が所有する住宅及び家財の損害の程度若しくは当該被災者自身が被災に起因する事由に基づくものとする。
- (3) 減免率は次の基準により取扱うものとする。

ア 被災者自身の場合

事 由	軽減又は免除の割合
死亡した場合	全 部
生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合	全 部
障害者（法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となった場合	9/10

イ 住宅等の場合

損 害 程 度	軽減又は免除の割合
合計所得金額が300万円以下で損害程度が3/10以上5/10未満のとき	1/2
合計所得金額が450万円以下で損害程度が3/10以上5/10未満のとき	1/4
合計所得金額が450万円以上で損害程度が3/10以上5/10未満のとき	1/8
合計所得金額が300万円以下で損害程度が5/10以上のとき	全 部
合計所得金額が450万円以下で損害程度が5/10以上のとき	1/2
合計所得金額が450万円以上で損害程度が5/10以上のとき	1/4

この要領は、平成 年 月 日より施行する。

●国民健康保険税減免申請書

国民健康保険税減免申請書

平成 年 月 日

安来市長様

申請者 住所

氏名

㊟

安来市国民健康保険税条例第16条第2項の規定により、国民健康保険税の減免を申請します。

住 所				
氏 名				
生年月日	M・T・S	年	月	日
年 度	平成	年度	科 目	国民健康保険税
納 期		期	税 額	円
減免を申請する理由	1. 平成12年10月6日発生の鳥取県西部地震により、 の受けた損害が甚大なため。 2. その他 ()			

※添付書類・・・罹災証明書

文書資料

③ 固定資産税

地震の被災納税者に対し、固定資産税減免措置をとった。国民健康保険料については、被災を受けた課税物件（土地・建物）の状況により、減免規定に基づいて物件ごとに減免額を判定した。なお、平成13年度も減免を実施する。

【安来市固定資産税に係る減免措置取扱要領】

1. 趣旨

この減免措置取扱要領は、安来市条例71条の規定に基づく固定資産税に係る減免の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2. 減免対象者

納税者から安来市条例71条1項の一号から四号に規定する事項について申請があった場合で、調査の結果減免をすることが適当と認められる者。

3. 貧困による場合（市条例71条1項1号）

(1) 法定納期限前に生活保護法の規定による保護等の公的扶助を受けている者が所有する固定資産に関しては、当該年度に納付すべき税額の全額を減免する。

ただし、既に納付されている税額についての減免（還付）はできないものである。

(2) (1)に該当する者のうち、共有資産および現所有資産等に関しては、納税者の実態を調査のうえ持分割合等による負担部分を減免する。

(3) 生活保護受給開始に伴い年度途中で減免を行う場合は、受給開始決定日以後に納期の末日の到来するものについて減免する。

ただし、既に納付されている税額についての減免（還付）はできないものである。

4. 公益による場合（市条例71条1項2号）

(1) 賦課期日（1月1日）現在において、町内会（自治会）およびその他これらに類するものが所有し、又は他から無料で借り受けて公共的施設として直接その本来の用に供する固定資産であると認められるもので、法定納期限前に減免申請書の提出があった者を減免の対象とし、当該年度に納付すべき税額の全額を減免する。

ただし、既に納付されている税額についての減免（還付）はできないものである。

5. 災害による場合（市条例71条1項3号）

(1) 被害者が納付すべき当該年度の税額のうち災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて減免する。

ただし、既に納付されている税額についての減免（還付）はできないものである。

(2) 火災については、家屋及び償却資産のみ減免の対象とする。

(3) 減免率は次の基準により取扱うものとする。

ア 農地又は宅地

損 害 の 程 度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の十分の八以上であるとき	全 部
被害面積が当該土地の面積の十分の六以上十分の八未満であるとき	十分の八
被害面積が当該土地の面積の十分の四以上十分の六未満であるとき	十分の六
被害面積が当該土地の面積の十分の二以上十分の四未満であるとき	十分の四

イ 家屋

損 害 の 程 度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめない又は復旧不能のとき	全 部
主要構造部分が著しく損傷し大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の十分の六以上の価値を減じたとき	十分の八
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け居住又は使用目的を著しく損じた場合で当該家屋の価格の十分の四以上十分の六未満の価値を減じたとき	十分の六
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の十分の二以上十分の四未満の価値を減じたとき	十分の四

ウ 償却資産

家屋に準じた取扱いとする。

6. 特別な事情のある場合

(1) 「旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律」に規定される対象地域内については、別にこれを定める。

(2) その他の減免

減免を相当とする程度の強い公益性・理由があるものに限り当該年度に納付すべき税額を軽減又は全部を減免する。

(3) 生活困窮による減免

固定資産そのものの価値に着目して課税するものであり、同一価値の固定資産について所有者によって異なる税負担を求めることは適当でない等の事由に鑑み減免の対象から除く。

7. 施行期日等

この減免措置取扱要領は、平成 年 月 日から施行する。

●各種税の減免状況

3月30日最終集計

申請件数 (世帯数)	240	減免該当件数		227	内 訳	民税	169
						国保	148
						固定	225
		申請却下	非該当	13			
		申請棄却	国保税	8			

※申請却下

減免規定以下の減免申請に対する決定(一部損壊認定)

※申請棄却

減免該当納期以前のもの(国保暫定課税のみの場合)

半壊以上該当世帯数		(内)借家	減免済世帯数	減免実施率	申請却下
吉 佐	42	1	32	78.0%	1
門 生	31	1	25	83.3%	2
島 田	11		7	63.6%	0
黒井田	14		14	100.0%	1
島田地区	98	2	78	81.3%	4
新十神	76	2	65	87.8%	0
安 来	5		5	100.0%	2
安来地区	81	2	70	88.6%	2
赤 江	57		49	86.0%	2
荒 島	1		1	100.0%	2
飯 梨	13		9	69.2%	0
能 義	6		6	100.0%	1
大 塚	4		3	75.0%	2
宇賀荘	11		11	100.0%	0
合計	271	4	227	85.0%	13

住 民 税			
減免件数	減免額 (円)	内 訳	
		県民税 (円)	市民税 (円)
187	4,945,600	1,502,262	3,443,338
1世帯当たりの減免額			
最 高 額 _(円)	224,800	68,283	156,517
最 低 額 _(円)	1,000	304	696
平 均 額 _(円)	29,264	8,889	20,375
平均減免率	34.39%	(按分率=0.30375)	
対象外世帯	58 (均等割世帯・非課税世帯)		
申請者の課税合計に対する 減免割合	21.53%	(県民税は含まない)	
H12年度調定額に対する 減免割合	0.34%		

国民健康保険税		固定資産税	
減免件数	減免額 (円)	減免件数	減免額 (円)
142	6,885,100	249	3,699,000
申請棄却数	8		
1世帯当たりの減免額		1世帯当たりの減免額	
最 高 額 _(円)	306,000	最 高 額 _(円)	86,000
最 低 額 _(円)	3,400	最 低 額 _(円)	1,200
平 均 額 _(円)	46,521	平 均 額 _(円)	16,440
平均減免率	50.49%	平均減免率	74.39%
未加入世帯	79	非課税等	2
申請者の課税合計に対する 減免割合	24.69%	申請者の課税合計に対する 減免割合	20.46%
H12年度調定額に対する 減免割合	0.81%	H12年度調定額に対する 減免割合	0.16%

減免件数	減免額総計 (円)
251	15,529,700
1世帯当たりの減免額	
最 高 額 _(円)	338,800
最 低 額 _(円)	2,400
平 均 額 _(円)	68,413
平均減免率	47.07%
申請者の課税合計に対する 減免割合	26.74%
市税調定総額に対する 減免割合	0.185%
(国保・県民税は含まない)	

性質別内訳	
県 税 _(円)	1,502,262
市 税 _(円)	7,142,338
国保税 _(円)	6,885,100

減免延人数	578
-------	-----

3. 手数料の減免

① 税務関係証明書

●税務関係手数料の減免状況

	証明件数	発行枚数	単 価 (円)	減免額 (円)
所得証明	39	47	300	14,100
納税証明	3	3	300	900
資産証明	3	3	600	1,800
その他	0	0		0
合 計	45	53		16,800

(平成13年3月30日現在)

② 住民票等手数料減免

●住民票等手数料の減免状況

	件 数	免除額	
住 民 票	15	15件×300円	4,500円
印鑑証明	44	44件×300円	13,200円
合 計			17,700円

(平成13年3月30日現在)

4. 相談窓口の開設

10月13日より10月18日まで、市役所内の元農業集落排水事務室に特設の相談窓口を設置して、市民からの各種相談に応じた。告知活動については、10月12日に広報車3台により相談窓口の開設予定を通知し、案内文書を全職員によって全戸に配付した。

●地震災害相談窓口受付内訳

	家 屋		そ の 他		計		合 計
	来 所	電 話	来 所	電 話	来 所	電 話	
10/13	15	13	3	7	18	20	38
14	5	2	2	3	7	5	12
15	1			1	1	1	2
16	12	10	6		18	10	28
17	8	3	8	6	16	9	25
18	7	3	5	2	12	5	17
計	48	31	24	19	72	50	122

※相談内容

- 住居等……本柱の損壊・住居の傾斜・壁の亀裂・瓦のズレ・棟瓦の損傷・蔵土壁の亀裂・墓地の亀裂・灯ろうの落下
- 資 金……貸付金の照会・金融機関の利子照会
- 税 金……減免
- その他……罹災証明・裏山のくずれ・石垣損壊・浄化槽

●地震災害支援等相談窓口案内

支 援 等 相 談 内 容	担 当 課
地震罹災証明書	総務部総務課
固定資産税、市・県民税、国民健康保険税の減免	税務課
災害援護資金	市民生活部福祉課
生活福祉資金（生活資金、住宅資金、災害援護資金）	
母子寡婦福祉資金（生活資金、住宅資金、転宅資金）	
被災に伴う生活相談	
被災者生活再建支援制度	
被災に伴う健康・介護の相談	健康長寿課
高齢者等住宅修繕支援制度	
国民年金保険料の免除	市民課
農業制度資金緊急特別利子補給事業	経済部農林課
島根県中小企業制度融資緊急資金	商工観光課
災害復興住宅資金（住宅金融公庫・民間金融機関）	建設部建築課
建物被害に関する相談	

5. 健康相談の実施

① 地区別健康相談

市民の健康状態を把握してきめ細かく対応するために、10月12日～10月27日にかけて各町内の公会堂で実施。会場の借用は緊急のため、電話により町内会長に主旨説明をし、依頼をした。住民には文書により町内回覧または全戸配付とした。

また、保険事業計画で年間のがん検診の予定を組んでいたもので、その際に併せてがん検診も実施した。(期間は10月24日～10月27日)

実施内容：血圧測定、個別相談（不安感や睡眠状況、疾病の治療状況）

スタッフ：市の保健婦

●地区別相談日数・回数・相談者数

地 区	日数	回数	相談者数	地 区	日数	回数	相談者数
安来地区	3	8	49	大塚地区	2	6	40
赤江地区	3	6	17	吉田地区	1	1	4
荒島地区	3	6	23	宇賀荘地区	2	10	55
飯梨地区	2	3	25	島田地区	3	9	49
能義地区	3	7	31	合 計	22	56	293

●がん検診会場別相談者数

会 場	相談者数
吉田公民館	32
大塚公民館	35
宇賀荘公民館	38
能義公民館	41
合 計	146

●スタッフの感想及び気付いたこと

- ・相談者は年齢の高い人が多かった。
- ・平常の健康相談のときより血圧の高い人が多かった。
- ・睡眠が浅い、すぐ目覚めるなどの睡眠不足を訴える人も目立った。(約1割)
- ・振動に対して敏感になっている人がいた。
- ・家屋などに被害のあった人は、自分の健康を省みる余裕もないような雰囲気もあった。
- ・町内会長は、対応で大変そうだったが、会長夫人の疲労度は相当のものであった。
(血圧上昇、睡眠不足、肩こり、表情が疲れきっている、等)
- ・学供での相談者は少なく、身近な相談所(公会堂)での開催が必要であると感じた。
(学供49人・公会堂390人)

以上

② 児童生徒の健康状況等調査

県からの要請で幼稚園、小学校、中学校で児童の健康状況や精神的不安などを調査した。
(右の調査結果は地震の影響による症状があった施設のみ)

●鳥取県西部地震後の児童生徒の健康状態等調査

調査日	学校名	1		2		3			4 出席者で地震の影響による症状																	
		在籍数	欠席者	2の欠席者のうち、地震による精神的な不安が理由と思われる人数	内 訳			頭痛	腹痛 (消化器症状)	はきけ はく	めまい 立ちくらみ	だるい	さむけ 熱っぽい	その他の痛み	変わった様子をしている	けがをしている	食欲がない	眠れない	いらいらしたる	息苦しい	かゆみがある	その他				
					専門的支援が必要な者	養護教諭等の協力を得ながら学校内で対応できる者	現時点で判断できない者																			
10月10日	第二中学校	190	1	0														12								
	社日小学校	307	5	0				6	8	2		15					6	42	13			1	2			
	南小学校	129	3	0					3	1			1					3								
	安来幼稚園	91	9	0						2															1	
	島田幼稚園	32	9	1												1	1	1								
	能義幼稚園	29	4	1		1																				
	十神幼稚園	20	4	3												4										
10月11日	第二中学校	190	0	0				1			1	8						8	1							
	社日小学校	307	7	0				5	1	2	5	12		2			6	19	5		1	1				
	南小学校	139	4	0					1						1			3								
	安来幼稚園	91	5	0				1			1	8						8	1							
	島田幼稚園	32	5	1											1	1	1									
	能義幼稚園	29	1	0																						
	十神幼稚園	20		2												3										

●鳥取県西部地震後の児童生徒の健康状態等調査

調査日	学校名	1		2		3			4 出席者で地震の影響による症状														
		在籍数	欠席者	2の欠席者のうち、地震による精神的な不安が理由と思われる人数	内 訳			頭痛	腹痛(消化器症状)	はきけはく	めまい立ちくらみ	だるい	さむけ熱っぽい	その他の痛み	変わった様子をしている	けがをしている	食欲がない	眠れない	いらいらしている	息苦しい	かゆみがある	その他	
					現時点で判断できない者	養護教諭等の協力を得ながら学校内で対応できる者	専門的支援が必要な者																
10月12日	第二中学校	190	2	0				2	2		1	6	2				1	7	1				
	社日小学校	307	5	0				2	3	1		2	1				7	7	1				
	荒島小学校	217	3	0						1													
	安来幼稚園	91	休園																				
	島田幼稚園	32	3	1											1		1	1					
	能義幼稚園	29	休園																				
	十神幼稚園	20	1	1		1																	
10月13日	第二中学校	190	2	0			1		1		1							4	1				
	社日小学校	307	3	0			2	3			1	1				5	1	1				1	
	南小学校	139	4	0						1										1			

6. 災害援護資金

被災者の生活安定のために災害援護資金の貸付及びその利息について利子補給を行う。3件の申請があり、合計7,700千円の貸付があった。

●災害援護資金貸付内訳書

市 町 村 名				安 来 市			
災 害 名				鳥 取 県 西 部 地 震			
災害発生年月日				平成12年10月6日			
区分	世帯	所得額 (円)	被害の程度	貸付限度額 (円)	貸付予定額 (円)	償還期間 (据置期間)	償還方法
世帯主の負傷							
小 計							
住居の全壊		0	全 壊	2,500,000	2,500,000	7年(3年)	半年賦
		1,438,400	全 壊	3,500,000	3,500,000	7年(3年)	年 賦
小 計	2件			6,000,000	6,000,000		
住居の半壊		324,846	半 壊	1,700,000	1,700,000	1年(3年)	年 賦
小 計	1件			1,700,000	1,700,000		
家財の損害							
小 計							
重複貸付							
小 計							
計	3件			7,700,000	7,700,000		

【災害援護資金(貸付金制度)要領】

(1) 対象災害

自然災害（法第2条で規定：暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然災害）であって、県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合

(2) 貸付者

市町村長

(3) 貸付対象及び限度額

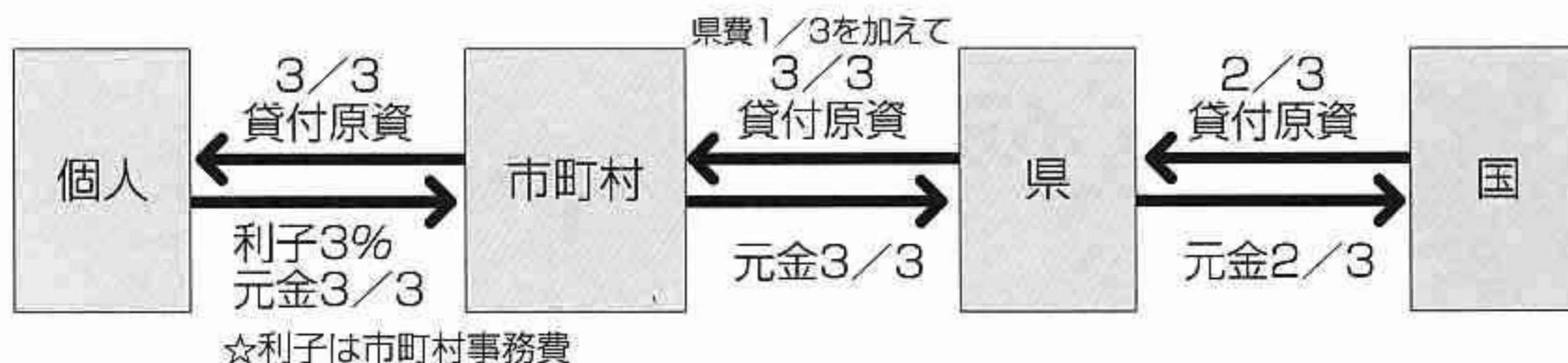
貸付対象	貸付限度額	
	単独要件	複数要件
①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	250万円
②家財の1/3以上の損害	150万円	270万円 (350万円)
③住居の半壊	170万円 (250万円)	350万円
④住居の全壊	250万円 (350万円)	
⑤住居の全体の滅失	350万円	

特別の事情がある場合は（ ）内の額

(4) 貸付条件

■所得制限 ☆平成10年6月1日から右のとおり基準額を改正	世帯人員	市町村住民税における総所得額
	1人	220万円
	2人	430万円
	3人	620万円
	4人	730万円
	5人以上	730万円プラス1人あたり30万円
■貸付利率	年3%（据置期間は無利子）	
■償還期間(据置期間)	10年（据置3年）	
■償還方法	年賦または半年賦	

(5) 事務の流れ



(6) その他

この制度の実施のためには市町村で条例が整備されている必要がある。

【利子補給制度の内容】

1. 対象者

次の要件を全て満たす方

- 「鳥取県西部地震」の被災時に鳥根県内に住所を有した方
- 「鳥取県西部地震」により、主として世帯の生計を維持する者の負傷、住居の損害、家財の損害を受けた方
- 対象資金の新規貸付決定を平成12年10月6日から平成13年1月31日までに受けた方

2. 対象となる資金

- 災害援護資金
- 生活福祉資金のうち「生活資金」、「住宅資金」、「災害援護資金」
- 母子寡婦福祉資金のうち「生活資金」、「住宅資金」、「転宅資金」

3. 対象となる資金の貸付申込期限

平成13年1月5日（金）

4. 利子補給を受けるために必要となる書類

- 主として世帯の生計を維持する者の負傷の場合
医師の診断書
- 住居の損害、家財の損害
市町村長が発行する罹災証明書
- 提出先
対象資金の貸付機関へ貸付申込関係書類と一緒に提出

5. 利子補給金の支払者

各市町村

6. 利子補給の期間

対象資金の貸付決定時に設定された償還期間の始期（据置期間を設ける場合は、その始期）から6年間。

7. 利子補給の限度利率

年3%を限度とする

8. 利子補給の対象となる利子

利子補給期間内に償還された利子相当額

ただし、違約金及び延滞利子は利子補給の対象とならない

7. 福祉資金

① 生活福祉資金

該当なし

② 母子寡婦福祉資金

該当なし

③ 介護保険利用者負担額の減免措置

介護保険利用者に対し、保険料および居宅介護サービス費・居宅支援サービス費が減免された。

●介護保険の減免状況

保 険 料	25人	370,329円
利用者負担額	25人	82,372円
計	50人	452,701円

【介護保険利用者負担額の減免措置取扱要領】

1. 趣旨

この要領は、鳥取県西部地震の被災被保険者（以下「被災者」という。）に対し、介護保険法（平成9年法律第128号。以下「法」という。）第50条及び第60条の規定に基づく居宅介護サービス費等の額及び居宅支援サービス費等の額の特例について、必要な事項を定めるものとする。

2. 減免対象者

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第83条又は第97条に定める特別の事情に該当することにより介護保険利用者負担額減額・免除申請書の提出があった被災者で、調査の結果利用者負担額の減免をすることが適当と認められる者

3. 減免については、次のとおりとする。

- (1) 被災者が負担すべき介護保険利用者負担額のうち、災害を受けた日から平成13年3月31日までの利用に係るものについて減免する。
- (2) 減免の判定は、当該被災者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が所有する住宅及び家財の損害の程度に基づくものとする。
- (3) 減免は、居宅介護サービス費若しくは施設サービス費の額及び居宅支援サービス費等の額についての介護給付の割合を次の基準により定めることにより取扱うものとする。

損 害 程 度	介護給付の割合
介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる者で損害程度が3/10以上5/10未満のとき	95/100
令第38条第1項第4号及び第5号に掲げる者で損害程度が3/10以上5/10未満のとき	93/100
令第38条第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる者で損害程度が5/10以上のとき	97/100
令第38条第1項第4号及び第5号に掲げる者で損害程度が5/10以上のとき	95/100

この要領は、平成12年10月6日から適用する。

8. 災害見舞金

① 見舞金

10月18日第36回対策会議において災害見舞金支給を決定。支給に伴う安来市災害見舞金支給条例を12月に制定し、適用期日を10月6日に遡及し住家が全壊・半壊した世帯に見舞金が支給された。

安来市から支給された見舞金は12月19日から12月26日・平成13年3月27日から3月31日の2回に分けて、管理職員が個別訪問にて被災家庭に支給した。

●災害見舞金支給状況

件数・規模	単価×世帯数	金額
全 壊	30,000円×25世帯	750千円
半 壊	20,000円×246世帯	4,920千円
合 計		5,670千円

【安来市災害見舞金支給条例】

(目的)

第1条 この条例は、災害により被害を受けた市民に対して災害見舞金を支給することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震及び火災等により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた時、安来市に住所を有していた者をいう。
- (3) 住家 現に居住の用に供している建物であつて母屋をいう。

(災害見舞金の支給)

第3条 市は、市民が居住する住家が、次の各号に掲げる被害を受けたときは、当該市民の属する世帯の世帯主に災害見舞金を支給する。

- (1) 全壊 住家が滅失したもので、住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上のもの。

- (2) 全焼 住家（収容物を含む。）の焼き損害額が火災前の建物の時価の70%以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないもの。
- (3) 半壊 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば原形に復することができるもので、損壊部分はその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。
- (4) 半焼 住家（収容物を含む。）の焼き損害額が火災前の建物の時価の20%以上のもので全焼に該当しないもの。

(災害見舞金の額)

第4条 災害見舞金の額は、前条第1号及び第2号に該当する場合は30,000円とし、同条第3号及び第4号に該当する場合は20,000円とする。

(支給の制限)

第5条 災害見舞金の支給の対象となる災害が、その者の故意又は重大な過失による場合であって、市長が支給することが適当でないと認めた場合には、災害見舞金は支給しない。

(受給の手続)

第6条 災害見舞金の支給を受けようとする者は、災害発生の日から6か月以内に災害見舞金受給申請書に、罹災証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成12年10月6日から適用する。
- 2 第六条の規定は、平成12年10月6日発生の鳥取県西部地震による災害については適用しない。

●お見舞い

お見舞い

去る十月六日に発生しました「鳥取県西部地震」災害で、被害を被られたことに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

このたびの被災者の皆様方に対して災害見舞金支給制度を新設し、生活再建の一部にお役立ていただければと災害見舞金を届けさせていたただくことにいたしましたので、どうかお納めください。

時節柄ますますご自愛のうえ、再建修復にご精励されますよう、心からお祈りいたします。

平成十二年十二月十八日

安来市長 島田二郎

被災者 様

② 義援金

島根県及び各報道機関が主催して、「島根県被災者義援金」を募集。期間は10月11日から11月10日まで。島根県被災者に対して、全国の各方面から義援金が寄せられ安来市へも配分された。義援金は被災による重傷者、家屋が全壊・半壊した家庭に、(第1次) 11月28日から12月4日・(第2次) 12月19日から12月26日・(第3次) 平成13年3月27日から3月31の3回にわけて、市長及び管理職員により個別訪問にて支給した。

また、団体・他市町・事業所などの各方面からも差し入れ・見舞品などをいただいた。

●島根県被災者義援金の内訳

安来市での配布内訳

	1次 (円)	2次 (円)	3次 (円)	総計 (円)	備考
重傷者	70,000	0	0	70,000	1世帯
全 壊	100,000	80,000	98,000	278,000	25世帯
半 壊	50,000	40,000	49,000	139,000	246世帯
避難者	30,000	0	0	30,000	1世帯

島根県での配布内訳

	1次 (円)	2次 (円)	3次 (円)	総計 (円)	備考
松江市	50,000	40,000	169,000	259,000	
安来市	12,870,000	12,670,000	15,764,000	41,304,000	
八束町	350,000	280,000	343,000	973,000	
伯太町	9,740,000	8,450,000	12,315,078	30,505,078	
横田町	100,000	80,000	98,000	278,000	
広瀬町			122,078	122,078	
合計	23,110,000	21,520,000	28,811,156	73,441,156	

●お見舞い

お見舞い

去る十月六日に発生しました「鳥取県西部地震」災害で、思いもかけない災禍を被られたにもかかわらず、日々再建に向けてご努力されておられることに対して、衷心から敬意を表わすものでございます。

さて、これまで二回に亘って義援金をお届けしたところでございますが、去る二月九日の義援金募集終了に伴い、先般、私ども共催団体で配分について審議し、この度最終となります第三次の義援金をお届けさせていただきましたことになりました。

つきましては、重ねて生活再建の一部にお役に立てただければと存じますので、どうかお納めください。

時節柄ますますご自愛のうえ、再建修復にご精励のほど心からお祈りいたします。

平成十三年三月二十一日

鳥根県被災者義援金配分委員会

会長 飯塚 紀

義援金募集主催団体

鳥根県
NHK 松江放送局
NHK 厚生文化事業団
山陰中央テレビジョン放送
山陰中央新報社
山陰中央新報社社会福祉事業団
鳥根県共同募金会
日本赤十字社鳥根県支部

被災者様

●島根県被災者義援金募集について

『鳥取県西部地震』 島根県被災者義援金募集について

平成12年10月6日13時30分ごろ鳥取県西部を震源とした強大な地震が発生し、本県も至近距離であったため、直撃的影響により、住民やその家屋等への被害は極めて大きく、災害救助法の適用を受ける等、生活再建等に支障が生じております。

このような状況にかんがみ関係団体共々に被災者支援のため、島根県地震災害被害者義援金を募集する運びとなりましたので格別のご支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成12年10月11日

島根県
NHK松江放送局
NHK厚生文化事業団
山陰中央テレビジョン放送
山陰中央新報社
山陰中央新報社会福祉事業団
島根県共同募金会
日本赤十字社島根県支部

『鳥取県西部地震』島根県被災者義援金募集 事務局

日本赤十字社島根県支部

松江市内中原町40番地

TEL(0852)21-4237 FAX(0852)31-2411

9. 被災者生活再建支援

平成10年5月に成立した被災者生活再建支援法に基づく支援制度で、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者の生活を支援するもの。15世帯の申請があり、合計10,219千円の支援があった。(鳥根県消防防災課確認)

【被災者生活再建支援制度要領】

1. 対象となる自然災害

- (1) 市区町村または都道府県の人口区分に応じた一定規模以上の被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

2. 対象世帯と支給限度額

(1) 対象世帯等

自然災害によりその居住する住宅が、全壊（全焼・全流出）した世帯、または住宅全壊世帯と同等の被害を受けたと認められる世帯で、世帯主の年齢及び世帯の皆さんの収入合計額により、下表の区分に該当する世帯及び要援護世帯が支援金の支給対象となる。

収入合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
		複数世帯	単身世帯(单身)
500万円以下の世帯	世帯主の年齢は問いません	100万円	75万円
500万円超700万円以下の世帯	被災日において世帯主が45歳以上の世帯または要援護世帯	50万円	37.5万円
700万円超800万円以下の世帯	被災日において世帯主が60歳以上の世帯または要援護世帯	50万円	37.5万円

3. 支給方法と支給の対象となる経費

(1) 支給方法

支援金は、世帯主本人名義の金融機関の口座に振り込む。

(2) 支給の対象となる経費

(3) 通常経費

- ア 被災世帯の生活に通常必要な物品等の購入費又は被災により故障及び破損した物品等（本事業の対象とする物品と同種のもの）の修理費
- イ 住居の移転に通常必要な移転費（引越費用）
- ウ 住居の移転のための交通費
- エ 住宅を賃借する場合における当該住宅の借家権の設定の対価
- オ 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった場合に必要となる医療費

(4) 特別経費

被災世帯の居住地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により、生活に必要な物品の購入費又は修理費

4. 通常経費及び特別経費の支給限度額

(1) 支給限度額

各経費に対して支給される支援金の限度額は、世帯の収入合計額や世帯主の年齢等による支給限度額の区分による世帯区分に応じ、次のとおり。

世帯区分		通常経費 限度額	特別経費 限度額
複数世帯	支給限度額が 100 万円	70 万円	30 万円
	支給限度額が 50 万円	35 万円	15 万円
単身世帯 (单身)	支給限度額が 75 万円	55 万円	20 万円
	支給限度額が 37.5 万円	27.5 万円	10 万円

(2) 支援金の支給

① 通常経費

限度額まで全額概算払いが可能。（但し、支出見込額の範囲内）

② 特別経費

限度額からすでに支出した額を減じた額の2分の1まで概算払いが可能。（但し、支出見込額の範囲内）

5. 特別経費の対象となる物品

(1) 特別経費の対象となる物品

特別経費の対象となる物品の種類、1点あたりの支給限度額又は数量は、以下のとおり。

物 品	物品1点あたりの支給限度額(円)	支給の対象となる数量等
ルームエアコン	185,000	ルームエアコン、ストーブ、電気ごたつ、電気カーペットのうち合計2台まで。ただし、ルームエアコンは、1台に限ります。
ストーブ（温風機を含む）	50,000	
電気ごたつ	35,000	
電気カーペット	35,000	
防寒服	85,000	世帯に属する者の数
ベビーベッド	50,000	世帯に属する乳幼児の数
うば車（ベビーカー）	55,000	
学生服	40,000	小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、高等専修学校、養護学校、聾学校、盲学校に就学する者の数
学習机	85,000	
眼鏡	45,000	
コンタクトレンズ	45,000	
補聴器	140,000	
その他の医療用具又は福祉用具	(2)を参照	

(2) その他の医療用具又は福祉用具

その他、特別経費の対象として認められる医療用具又は福祉用具は、以下のものの類を対象とする。

- ・ 血圧計・低周波治療器・温熱治療器・車いす・電動車いす
- ・ 歩行器・歩行補助つえ・盲人安全つえ・点字器
- ・ 義眼・義肢・排便補助具・収尿器 など

6. 支援金支給の仕組み

支援金は、全都道府県からの基金への拠出金（当面300億円）の運用益と国からの補助金を原資とし、支給の仕組みは次の図のとおり。

